

○平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるものうち、三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表  
 （傍線部は変更部分）

改 正 後	改 正 前																																								
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸上移動局の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関する(イ)又は(イ)の許容値を適用する。</p> <p>(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チャネル間隔 (注1)</th> <th style="text-align: center;">離調周波数 (MHz) (注2)</th> <th style="text-align: center;">周波数幅 (MHz)</th> <th style="text-align: center;">隣接チャネル漏えい電力 の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.80 kHz</td> <td style="text-align: center;">2.6</td> <td style="text-align: center;">3.84</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5 MHz</td> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">三・八四</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">四・五</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注4)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇</td> <td style="text-align: center;">三・八四</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注5)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇 MHz</td> <td style="text-align: center;">七・五</td> <td style="text-align: center;">三・八四</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注3)</td> </tr> </tbody> </table>	チャネル間隔 (注1)	離調周波数 (MHz) (注2)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力 の許容値	1.80 kHz	2.6	3.84	(一) 50 dBm	5 MHz	五	三・八四	(一) 50 dBm (注3)	五	四・五	(一) 50 dBm (注4)	一〇	三・八四	(一) 50 dBm (注5)	一〇 MHz	七・五	三・八四	(一) 50 dBm (注3)	<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸上移動局の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関する(イ)又は(イ)の許容値を適用する。</p> <p>(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チャネル間隔 (MHz)</th> <th style="text-align: center;">離調周波数 (MHz) (注1)</th> <th style="text-align: center;">周波数幅 (MHz)</th> <th style="text-align: center;">隣接チャネル漏えい電力 の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">三・八四</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">四・五</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇</td> <td style="text-align: center;">三・八四</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注4)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇</td> <td style="text-align: center;">七・五</td> <td style="text-align: center;">(一) 50 dBm (注2)</td> </tr> </tbody> </table>	チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力 の許容値	五	五	三・八四	(一) 50 dBm (注2)	五	五	四・五	(一) 50 dBm (注3)	一〇	三・八四	(一) 50 dBm (注4)	一〇	七・五	(一) 50 dBm (注2)
チャネル間隔 (注1)	離調周波数 (MHz) (注2)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力 の許容値																																						
1.80 kHz	2.6	3.84	(一) 50 dBm																																						
5 MHz	五	三・八四	(一) 50 dBm (注3)																																						
	五	四・五	(一) 50 dBm (注4)																																						
	一〇	三・八四	(一) 50 dBm (注5)																																						
一〇 MHz	七・五	三・八四	(一) 50 dBm (注3)																																						
チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力 の許容値																																						
五	五	三・八四	(一) 50 dBm (注2)																																						
五	五	四・五	(一) 50 dBm (注3)																																						
	一〇	三・八四	(一) 50 dBm (注4)																																						
	一〇	七・五	(一) 50 dBm (注2)																																						

一五 MHz	一〇	九	(一) 五〇 dBm (注4)
	一一・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注5)
	一五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注3)
二〇 MHz	一〇	三・八四	(一) 五〇 dBm (注5)
	一一・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注3)
	一七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注5)
二〇 MHz	一〇	一八	(一) 五〇 dBm (注4)
	一一・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注3)
	一七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注5)

注1 チャンネル間隔が一・〇MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2 離調周波数は、送信周波数帯域（チャンネル間隔が一・〇MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔の送信周波数帯域（チャンネル間隔が一・〇MHzの占有周波数帯幅の許容値を含む。）の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3～5 (略)

(1) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数 (MHz) (注2)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (注3)
一八〇 kHz	二・六	三・八四	(一) 三六・二 dBc
五 MHz	五	三・八四	(一) 三二・二 dBc (注4)
	五	四・五	(一) 二九・二 dBc (注5)
	一〇	三・八四	(一) 三五・二 dBc (注6)
一〇 MHz	七・五	三・八四	(一) 三二・二 dBc (注4)
	一〇	九	(一) 二九・二 dBc (注5)
	一一・五	三・八四	(一) 三五・二 dBc (注6)
一五 MHz	一〇	三・八四	(一) 三二・二 dBc (注4)

一五	一〇	九	(一) 五〇 dBm (注3)
	一一・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注4)
	一五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注2)
二〇	一〇	三・八四	(一) 五〇 dBm (注4)
	一一・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注3)
	一七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注4)
二〇	一〇	一八	(一) 五〇 dBm (注3)
	一一・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注2)
	一七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm (注4)

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2～4 (略)

(1) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (注2)
五	五	三・八四	(一) 三二・二 dBc (注3)
	五	四・五	(一) 二九・二 dBc (注4)
	一〇	三・八四	(一) 三五・二 dBc (注5)
一〇	七・五	三・八四	(一) 三二・二 dBc (注3)
	一〇	九	(一) 二九・二 dBc (注4)
	一一・五	三・八四	(一) 三五・二 dBc (注5)
一五	一〇	三・八四	(一) 三二・二 dBc (注3)

10 MHz	15	3.84	(-1) 35.2 dBc (注6)
	15	13.5	(-1) 29.2 dBc (注5)
	12.5	3.84	(-1) 32.2 dBc (注4)
	17.5	3.84	(-1) 35.2 dBc (注6)
	10	18	(-1) 29.2 dBc (注5)

注1 チャンネル間隔が1.0 MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2 離調周波数は、送信周波数帯域（チャンネル間隔が1.0 MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔の送信周波数帯域（チャンネル間隔が1.0 MHzの占有周波数帯幅の許容値を含む。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 ~ 6 (略)

2・3 イ (略)

4 設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。

通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔 (MHz)	周波数 (MHz)
5	0.2
10	0.235
15	0.24
10	0.245

6 | 5 | (略)

設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 陸上移動局の送信装置

10	15	3.84	(-1) 35.2 dBc (注5)
	15	13.5	(-1) 29.2 dBc (注4)
	12.5	3.84	(-1) 32.2 dBc (注3)
	17.5	3.84	(-1) 35.2 dBc (注5)
	10	18	(-1) 29.2 dBc (注4)

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 ~ 5 (略)

2・3 イ (略)

5 | 4 | (略)

設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数 (注2)	不要発射の強度の許容値
一八〇 kHz	〇 kHz	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が二七・五 dBm以下の値
	〇 kHzを超え 一〇〇 kHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 - (31/100 \times \Delta f) \text{ dBm}$ $\Delta f \text{ は、離調周波数 (単位 kHz) とする。}$
	一〇〇 kHz以上 一五〇 kHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-3.5 - (3/50) \times (\Delta f - 100) \text{ dBm}$ $\Delta f \text{ は、離調周波数 (単位 kHz) とする。}$
	一五〇 kHz以上 三〇〇 kHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-6.5 - (7/50) \times (\Delta f - 150) \text{ dBm}$ $\Delta f \text{ は、離調周波数 (単位 kHz) とする。}$
	三〇〇 kHz以上 五〇〇 kHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-27.5 - (3/100) \times (\Delta f - 300) \text{ dBm}$ $\Delta f \text{ は、離調周波数 (単位 kHz) とする。}$
五 MHz	五〇〇 kHz以上 一、七〇〇 kHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三三・五 dBm以下の値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 二三・五 dBm以下の値

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 二三・五 dBm以下の値

一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・五 dBm 以下の値
五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・五 dBm 以下の値
六 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三・五 dBm 以下の値
(略)	

注1 チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2 離調周波数は、送信周波数帯域 (チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔の送信周波数帯域 (チャンネル間隔が一・〇八MHzの占有周波数帯幅の許容値を含む。)) の端 (不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。) から不要発射の強度の測定帯域の端 (送信周波数帯域に近い端に限る。) までの差の周波数とする。

3 (略)

イ (略)

7 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するサブリース領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

表 (略)

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以

一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・五 dBm 以下の値
五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・五 dBm 以下の値
六 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三・五 dBm 以下の値
(略)	

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の端 (不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。) から不要発射の強度の測定帯域の端 (送信周波数帯域に近い端に限る。) までの差の周波数とする。

2 (略)

イ (略)

6 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するサブリース領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 陸上移動局の送信装置

表 (略)

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二二・七五GHz未満の周波数帯については、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz以上

二 (略)

2・3 (略)

上、五 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二二・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上、一・〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの注 1 に規定する送信周波数帯域（チャンネル間隔が一・〇 MHz の占有周波数帯幅の許容値を含む。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

二 (略)

2・3 (略)

一〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上、離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。